

暴力団排除条項の導入に伴う 普通貯金・当座勘定規定の改定について

山口県信用農業協同組合連合会は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成23年1月4日付で普通貯金規定、普通貯金（決済用口座）規定および当座勘定規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当会の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改定内容

- 貯金取引を開始するに際して「貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合」、「貯金者が暴力団員等に該当すると判明した場合」または「貯金者が暴力的な行為等をした場合」に、貯金口座の開設をお断りすることを明記しました。
- 「貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合」、「貯金者が暴力団員等に該当すると判明した場合」または「貯金者が暴力的な行為等をした場合」に、貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより貯金口座を解約できることを明記しました。

2. 改定する規定

普通貯金規定、普通貯金（決済用口座）規定、当座勘定規定

以 上